



島教協

《 子どもたちのより良き成長のために 》

## 情報

<http://www.kyougikai.org>E-mail  
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.736

## 祝 島根県教職員協議会

## 結成六十周年

島根県教職員協議会（島教協）は、結成六十周年を迎えました。これは島根県教職員協議会の前身である「島根県教職員組合協議会」の結成大会が、一九六一年（昭和三十六年）の十月二十八日に出雲市体育館で開催されたことから六十周年を迎えたことによるものです。

当初、今年十月二十三日に、昨年度予定し、延期してしました「結成六十周年記念式典」を兼ねて、「全日教連中四国ブロック会議」を開催することにしておりました。しかし新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、やむなく中止せざるを得なくなりました。とても残念に思っています。

式典は中止となりましたが、私たち会員はこの結成六十周年という節目に、一人一人が再度、この島根県教職員協議会という団体の存在意義を再認識する必要があると思います。そして、子どもたちのより良き成長のために、特定のイデオロギーに偏ることなく、教育の正常化を訴え続けていくことが大切です。また教育専門職として誇りと自信をもって、日々教育実践を積み重ねていくことが重要です。

そして更に、この理念や活動の様子を多くの会員ではない教職員に今まで以上に伝え、理解していただき、仲間として加わっていただくようにする必要があります。

会員の皆様におかれましては、極めてご多忙の毎日をお過ごしのことと存じます。しかしながら少しでも時間を見つけていただき、職場で島根県教職員協議会の取組について話題にしていただきたいと思えます。ご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

結成六十周年を迎え、今まで活動にご尽力くださった会員の皆様、諸先輩方に改めて感謝申し上げます。

結成六十周年にあたり、吉田会長からのメッセージを会員の皆様に別紙にてお届けいたします。

## 会員アンケート

## 「ご協力ありがとうございました！」

今年度も会員アンケートを実施しました。ご協力ありがとうございました。調査局及び出雲市教職員協議会調査部の方で集計を行い、現在島根県教育委員会への要望活動（十月の予備交渉、十一月の本交渉）に向けて、会員の皆様の声をしっかりと伝えるべく準備を進めております。

今年度のアンケートでは、「子どもたちのより良き成長のために」を活動理念としている私たちが、どのような教育課題をまずは解決したいのかということをつかみ、要望活動に活かしていこうと考えてお尋ねしました。結果として小・中学校では、「特別に支援を要する児童の増加や対応」「児童・生徒の基礎学力の低下」「不登校・不登校傾向の児童・生徒の増加や対応」が、幼稚園では「職員の勤務体制や勤務条件の厳しさの子どもたちへの影響」が上位を占めました。

これらを改善するには、教育現場において人員の配置をより積極的に進めるしか方法がありません。特に今年度から実施されている「島根創生計画」に伴う少人数学級編成の改善によりきめ細かな指導・支援ができなくなっていることや特別な支援が必要な園児・児童・生徒に十分な支援が行われていない現状、不登校・不登校傾向の児童生徒に対する支援が対応する人の不足のために十分に行えていない現状などが、アンケートからよく分かりました。これらをもとにして教育現場の状況を教育委員会に伝えると同様に、改善のための具体的な提案・要望を行いたいと考えています。

会員アンケートは終わりましたが、今後学校や園の状況等を事務局にメール等で伝えてください。教育現場の状況を様々な機会を通して教育委員会に伝えていきたいと思えます。



## 島根県教育委員会からの情報提供

### 市町村立学校における再任用教職員の校長・教頭・主幹教諭への任用について

管理職志願者の減少・深刻化する人材不足などの課題に対応するために、退職者の校長等への再任用が行われます。

- 対象：令和3年度末に退職する者、令和2年度以前に定年退職し、再任用教諭・指導主事・社会教育主事として任用されている者。
- 選考方法：提出書類、面接、定年退職前の勤務評価・勤務実績等をもとにする。
- 条件：複数年勤務を継続する意欲があり、市町村教育委員会教育長の推薦があること。
- 配置方法：人材不足の深刻な地域に配置することを基本とし、定年退職前の正規教員の校長・教頭・主幹教諭の昇任に支障をきたすことがないように配慮する。
- 任用：退職前の職が校長⇒校長、教頭、主幹教諭、退職前の職が教頭⇒教頭、主幹教諭  
退職前の職が主幹教諭⇒主幹教諭  
※選考の結果、校長、教頭、主幹教諭として再任用されなかった場合は、教諭として再任用を希望すれば、教諭として再任用職員候補名簿に登載することは可能である。
- スケジュール：出願9月～10月、面接11月、結果通知12月
- その他：定年引上げ、役職定年制などと齟齬がないように、今後制度設計をしていく。

### 市町村立学校教育職員人事異動方針細則の改正について

いわゆる「人事異動ルール」が改正されます。現行のルールは平成12年度から施行されています。しかし近年島教協からも申し入れを繰り返していますが、他地域勤務やへき地学校勤務を希望しても叶わない等の問題が多数起こっていました。そこで他地域勤務の範囲の変更や特例地域の設定、へき地学校勤務に代える学校の設定、異動希望の記入方法の変更等が行われる模様です。

この人事異動方針細則については、令和4年度末から実施されるようですが、急激な異動や人員変動が生じないように、令和3年度末（今年度末）の異動から一部の規定が導入されるということです。

10月～11月に市町村教育委員会を通じて各学校に新しい人事異動のルールやスケジュールについて伝えられるということです。1人1人がしっかり人事異動ルールを把握し、不利益を被らないように注意をお願いします。

#### 新会員加入助成のご紹介

##### ① 新規に会員が加入された場合

単組・支部と学校にそれぞれ2,000円の加入助成金を支給します。

（講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です）

##### ② 勧誘活動の助成

学校や専門部会において、新規に会員を勧誘するための茶話会等が行われる場合は、その経費の一部を助成します。

島教協事務局までご相談ください。  
電話0853-22-7762

#### 島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病気見舞金の給付 5,000円  
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付  
(住宅又は家財の損害を受けたとき  
程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金  
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、  
ご本人または学校代表は、  
事務局まで連絡をお願いします。

電話0853-22-7762

#### 教員免許更新講習について

(情報提供)

一部報道で「教員免許更新講習は廃止」と流れましたが、正式決定はまだされていません。事務局にも「更新講習は受けなくてもいいですか？」との質問がありましたが、「新制度が決まるまでは、現行の制度できちんと受け、失効されないようにしてください。」とお答えしました。

定年延長になることもあり、慎重な対応をお願いいたします。

新しい情報が入りましたら、改めてお知らせします。